

1 施策の目的

1 規約

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の設置及び管理運営に関する事務。

2 運営方針

関係法令及び公害防止協定を遵守し、管内から排出される一般廃棄物（可燃ごみ）を適正に処理することにより、地球環境の保全に寄与する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ごみの搬入は新発田市・胎内市の2市であるが、各市に設置している新発田広域クリーンセンター及び中条地区塵芥焼却場の両焼却場での搬入量の調整が必要である。
- 2市のごみ減量化及びリサイクルに関する施策の推進並びに社会情勢の変化によるごみ搬入量の増減に対応する必要がある。
- 施設の老朽化と経年劣化による突発的な補修が増加している。
- 施設、設備の維持管理及び事務処理に関しては組合職員が業務を行っている。また、運転管理業務に関しては平成22年度から民間委託であるが、委託業者の技術的向上が必要である。
- 一般個人搬入者の増加に伴い破碎機処理件数も増加しているため、受付体制の見直しが必要である。
- ごみ質について、紙ごみの割合が搬入ごみ全体の30%以上を占め、剪定枝や雑草等の搬入も増加している。
- 事業系ごみの資源化が家庭系よりも進んでいないため、関係市と連携し、対応を検討している。

3 これまでの取組成果と現況

- 施設開設時から、周辺6集落と排ガス関係の自主基準値を定めた協定書を締結。また、連絡協議会を設置し公害防止と安全性の確保等を含めた運転管理について理解を得てきた。
- 平成22年度に塩化水素濃度が公害防止協定値を超過したが、原因究明と関係機器の整備を行った結果、以後は環境協定数値内で推移している。
- 環境測定結果や維持管理の記録を公表し、施設運営の透明化を図ってきた。

主な取組み

平成10年	新発田市藤掛にて稼働開始
平成21年	運転時間を16時間から17時間に延長
平成22年	運転管理業務の民間委託開始
平成25年	環境管理マニュアルの一部修正 分散形制御システムの更新



4 施策の目標

- 環境自主基準値の達成率 100%【参考値：H30年度 100%】
※環境自主基準項目：ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン等40項目
- 処理量1tあたりの電力量 150 kw/t (+5%以内)【参考値：H30年度 163.4 kw/t】
※過去5年間平均値に変動率5%を考慮した値
- 1日あたりの平均処理量 106.7 t (-5%以内)【参考値：H30年度 107.2 t】
※運転管理基準値に変動率-5%を考慮した値

5 施策の展開（事務事業）

- 関係法令に規定されているすべての項目で環境自主基準値を下回るよう維持します。
- 運転管理や機器の保守について、委託業者へ技術的助言をし、適正な施設運営に努めます。
- 安定した17時間運転の継続により、稼働日数の削減を図ります。
- 施設及び設備の長寿命化を目指し、計画的に保守点検や精密機能検査などを行い、適切な維持補修を実施します。
- 施設管理にあたる人材の確保及び育成を推進すると同時に、人員を集約して一元管理する等の効果・効率的な組織体制について検討します。
- 施設環境の整備と施設のイメージアップに努めます。
- 剪定枝・雑草等の適正処理について、来場者に丁寧に説明した上で、ごみ減量化への協力を求めます。

6 事務事業の目標

- 修繕計画及び整備計画に基づく機器修繕、点検清掃、油脂、部品交換等の整備の実施 実施率90%以上【参考値：直近3ヵ年平均：80%】
- 関係集落と協働での環境保全（敷地境界）の実施 年2回【参考値：H30年度：年2回】
- ごみ分別、減量の啓発活動の実施 年15回【参考値：H30年度：年15回】
- 技術講習（施設管理、安全衛生等）の実施 年2回【参考値：H30年度：年2回】

